

# 手 帳

各種福祉サービスを受けるために必要です

## 身体障害者手帳

マイナンバーが必要です  
カラーページを  
参照ください



マイナンバー

○ 視覚、聴覚又は平衡機能、音声・言語又はそしゃく機能、肢体不自由（上肢、下肢、体幹、脳原性上肢、移動機能）心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう機能、直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能の永続する障がいを持つる人に手帳が交付されます。

判定機関…丹南健康福祉センター ☎22-4135

申請に必要なもの…写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm）

身体障害者手帳交付等申請（届出）書

身体障害者診断書・意見書（「身体障害者福祉法」第15条に規定する  
指定医師が記入し3ヶ月以内のもの）

新規、再認定、再交付、変更など、申請内容ごとに必要なものが異なりますので事前にご相談ください。

転 出…転出先の市町村で、転入手続きが必要です。

申請窓口…市社会福祉課 ⑨番窓口

## 療 育 手 帳

マイナンバーが必要です  
カラーページを  
参照ください



マイナンバー

○ 福井県総合福祉相談所 障がい者支援課（18歳以上）又は、福井県児童・女性相談所心理判定課（18歳未満）において、心身の発達、日常生活・行動、知的能力、社会性などさまざまな点から診断し、知的障がい児（者）と判定された人に手帳が交付されます。

障害程度…A1（最重度） = IQ ～ 20

A1（重 度） = IQ 21 ～ 35

A2（重 度） = IQ 36 ～ 50 で、かつ身体障がい者1～3級

B1（中 度） = IQ 36 ～ 50

B2（軽 度） = IQ 51 ～ 75

判定機関…福井県総合福祉相談所障がい者支援課 ☎0776-24-5135

福井県児童・女性相談所心理判定課 ☎0776-35-1581

申請に必要なもの…写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm）

療育手帳交付申請書

知的障害児（者）相談記録票

身体障害者手帳（お持ちの方のみ）

新規、更新、再交付、変更など、申請内容ごとに必要なものが異なりますので事前にご相談ください。

転 出…転出先の市町村で、転入手続きが必要です。

申請窓口…市社会福祉課 ⑨番窓口

精神障害者  
保健福祉手帳

マイナンバーが必要です  
カラーページを  
参照ください



マイナンバー

○精神障がい者の自立と社会参加の促進を図るために、知的障がい者を除く精神障がい者に交付されます。

障害等級…1級－日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

2級－日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

3級－日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

申請時期…精神障がいに罹る初診日から6ヶ月経過した日以後

判定機関…福井県総合福祉相談所 ☎0776-24-5135

申請に必要なもの…写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm）

新規、更新、再交付、自立支援医療との同時申請など、申請内容ごとに必要なものが異なりますので事前にご相談ください。

転出…転出先の市町村で手続きが必要です。

申請窓口…市社会福祉課 ⑨番窓口